

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号		仕 様 書 番 号
3 $\frac{1}{2}$ tトラック（搭載用）	GV-D 1 1 0 0 4 9 E	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 元年 9 月 2 6 日
	変 更	令和 7 年 1 1 月 2 0 日
	作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用するシェルタ（汎用）又は特定の器材を搭載し、野外における整備などに伴う器材運搬のために使用するキャブオーバー形総輪駆動の3 $\frac{1}{2}$ tトラック（搭載用）（以下、“トラック”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、DSP D 0 0 0 3及びGLT-CG-Z 0 0 0 0 1による。

1.2.1

標準積載状態

空車状態のトラックにシェルタ（汎用）1 1 0 0 k g及び搭載器材2 4 0 0 k g又は正規積載質量3 5 0 0 k gを搭載し、操縦手1名（8 0 k g）及び助手1名（8 0 k g）が乗車した状態をいう。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

番号	種類	物品番号
1	3 $\frac{1}{2}$ tトラック（9 9 式自走1 5 5 mmりゅう弾砲整備器材搭載用）	—
2	3 $\frac{1}{2}$ tトラック（9 0 式戦車整備器材搭載用）	—
3	3 $\frac{1}{2}$ tトラック（1 0 式戦車整備器材搭載用）	—
4	3 $\frac{1}{2}$ tトラック（1 6 式機動戦闘車整備器材搭載用）	—
5	3 $\frac{1}{2}$ tトラック（化学剤監視装置標定処理装置搭載用）	—
6	3 $\frac{1}{2}$ tトラック（誘導武器整備器材搭載用）	—
7	3 $\frac{1}{2}$ tトラック（冷凍冷蔵車用）	—
8	3 $\frac{1}{2}$ tトラック（計算機室用装置）	—
9	3 $\frac{1}{2}$ tトラック（師団等指揮システム用）	—
1 0	3 $\frac{1}{2}$ tトラック（対空戦闘指揮統制システム用）	—
1 1	3 $\frac{1}{2}$ tトラック（着陸誘導装置用）	—
1 2	3 $\frac{1}{2}$ tトラック（野外通信システム用）	—
1 3	3 $\frac{1}{2}$ tトラック（無線搬送装置1 号用）	—

表1－種類（続き）

番号	種類	物品番号
1 4	3 $\frac{1}{2}$ tトラック（OH多重通信装置用）	—
1 5	3 $\frac{1}{2}$ tトラック（戦術データ交換システム連接装置用）	—
1 6	3 $\frac{1}{2}$ tトラック〔化学整備装置（化学軽整備車）用〕	—
1 7	3 $\frac{1}{2}$ tトラック（沿岸レーダ装置用）	—
1 8	3 $\frac{1}{2}$ tトラック（移動気象レーダ装置用）	—
1 9	3 $\frac{1}{2}$ tトラック（近SAM整備器材搭載用）	—
2 0	3 $\frac{1}{2}$ tトラック（24式対空電子戦装置野整備試験装置用）	—

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1の種類による。

例 3 $\frac{1}{2}$ tトラック（99式自走155mmりゅう弾砲整備器材搭載用）

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

DSP D 0003 3 $\frac{1}{2}$ tトラック

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

技術変更提案の処理について（通達）〔陸幕装計第104号（令和6年2月14日）〕

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

このトラックは、DSP D 0003の種類3 $\frac{1}{2}$ tトラックによるほか、シェルタ（汎用）及び搭載器材の搭載に十分に耐え得るものとし、“自衛隊の使用する自動車に関する訓令”及びこの仕様書の内容に適合しなければならない。

2.2 構成

構成は、DSP D 0003の2.3による。

2.3 ねじ部品類

ねじ部品類は、DSP D 0003の2.4による。

2.4 構造・形状・寸法・質量

2.4.1 構造

構造は、次によるほか、DSP D 0003の2.5.1による。

なお、細部は、承認図面による。

- 荷台のサイドラック、ほろ骨、ほろ及びカーテンは、取り付けない。ただし、サイドラックの取付けが可能な構造とする。
- シェルタ（汎用）固定用のボルト通し穴を荷台の右側及び左側のあおり前から2番目及び5番目の縦棧（床面を含む。）に設ける。
- DC24 V用コンセントを、荷台前部の右側下部に設ける。

- d) 荷台下部四隅に車体安定ジャッキ受金を各1個及び荷台の適宜の位置に車体安定ジャッキ用格納具を設ける。

2.4.2 形状・寸法

形状及び寸法は、図1を標準とする。

なお、細部は、承認図面による。

2.4.3 質量

質量は、表2を標準とする。

なお、細部は、承認図面による。

表2－質量

		単位	k g
区分		規定	
空車状態の質量		8 4 5 0	
空車状態の配分質量	前軸重	4 2 2 0	
	後軸重	4 2 3 0	
標準積載状態の質量		1 2 1 1 0	
最大積載状態の質量		1 4 6 1 0	

2.5 外観・性能・機能

外観、性能及び機能は、DSP D 0003の2.6による。

2.6 塗装

塗装は、DSP D 0003の2.7による。

なお、細部は、承認図面による。

2.7 製品の表示

製品の表示は、DSP D 0003の2.8による。

なお、細部は、承認図面による。

2.8 標識

標識は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、DSP D 0003の2.9による。

3 品質保証

監督及び検査は、DSP D 0003の付表1によるほか、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、DSP D 0003の箇条4による。

5 その他の指示

5.1 全般

その他の指示は、5.2～5.7によるほか、GLT-CG-Z000001の箇条5による。

5.2 納入書類

5.2.1 申請書類

申請書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、DSP D 0003の5.3による。

5.2.2 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、トラック1両ごとに表3とする。

表3－添付書類

番号	名称	数量	摘要
1	取扱説明書	各1	GLT-CG-Z000001の7.1 a)による。
2	納入装備品等の契約不適合に関する契約条項		GLT-CG-Z000001の7.4による。

5.2.3 提出書類

提出書類は、次による。

- 契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合、表4の書類を提出する。
- 提出要領は、書面を基準とし、電子媒体で提出する場合は、その旨を事前に提出先に確認する。
- 別契約（過年度の契約を含む。）において、表4の書類を提出したことがあり、かつ、書類の内容に変更がない場合は、提出を省略してもよい。ただし、その場合は、当該書類に代えてその旨を記した提出書類省略願（様式適宜）を提出しなければならない。

表4－提出書類

番号	名称	数量	提出先	提出時期	摘要
1	取扱説明書	1	陸上自衛隊 補給統制本部	納入時	GLT-CG-Z000001の7.1 a)による。
2	完成品写真 ^{a)}	一式	火器車両部	完成検査合格後	前方、後方及び左右側方とする。
注 ^{a)} 提出要領は、カラーキャビネ版4面又は1 600ピクセル×1 200ピクセル以上のサイズの電子画像データ（JPEGフォーマット）とする。					

5.3 携行工具・附属品・予備部品

携行工具、附属品及び予備部品は、DSP D 0003の5.1によるほか、次による。

- 附属品のうち、安全バンドは、除く。
- 附属品として車体安定ジャッキ（脱着式、車両用）4個を追加する。
- シェルタ（汎用）固定用の添木¹⁾を、荷台前部に附属させる。

注¹⁾ 添木の寸法は、120 mm×120 mm×2 220 mmを標準とする。

5.4 承認用図面等

契約の相手方は、2.4、2.6及び2.7について、契約後速やかに承認用図面及び色見本を作成し、契約担当官等の承認を受ける。

なお、作成及び提出の要領は、GLT-CG-Z000001の2.2及び箇条6による。

5.5 技術変更提案

契約の相手方は、技術変更をする場合は、“技術変更提案の処理について（通達）”の別冊によって、契約担当官等に提出する。

5.6 技術資料

契約の相手方は、検査資料その他必要な技術資料を官側の要求によって、開示しなければならない。

5.7 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

単位 mm

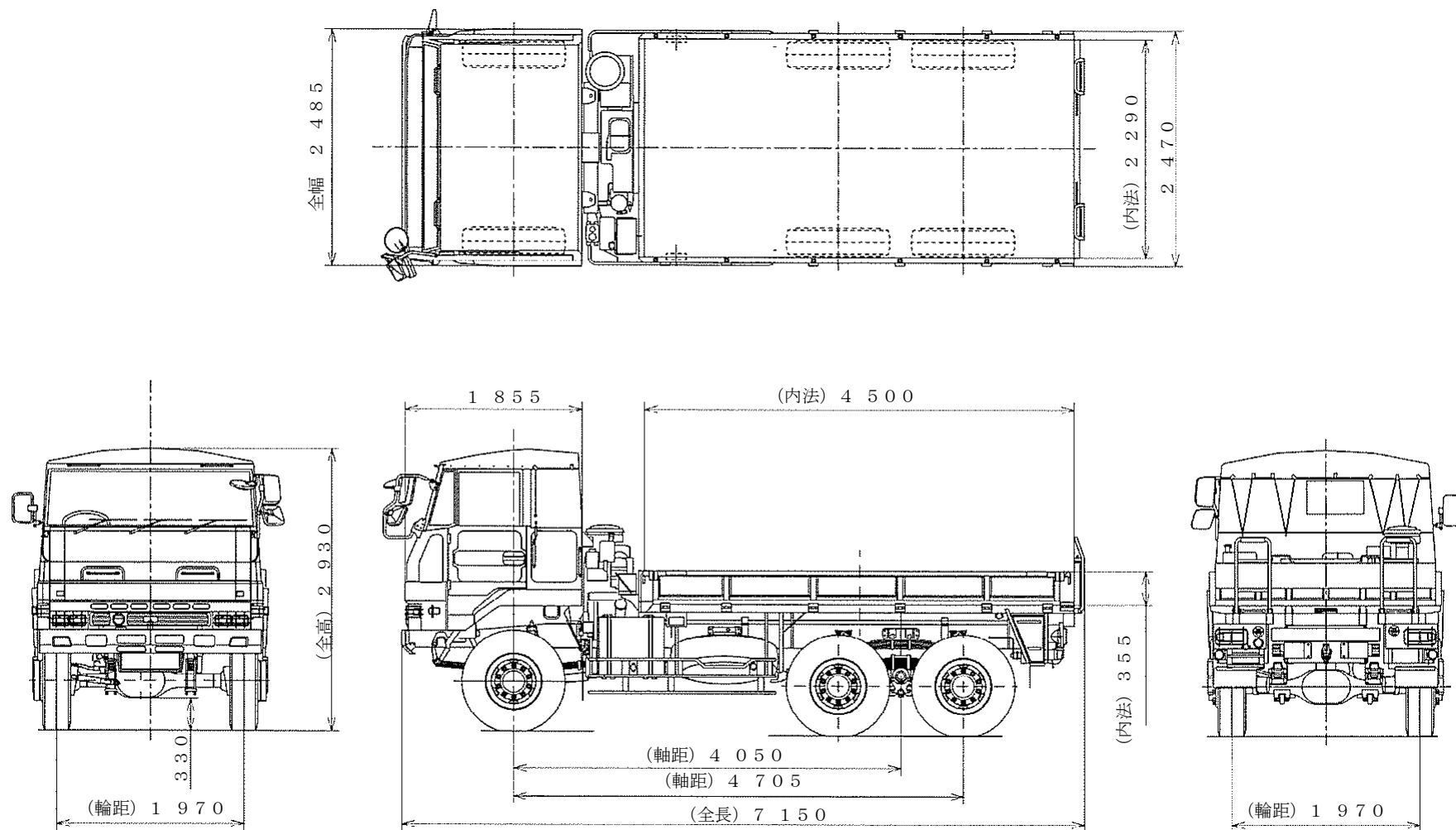


図1-3 $\frac{1}{2}$ tトラック（搭載用）